

## 1. 保育の無償化に伴う副食費の実費徴収について

### 保護者負担の軽減と給食の質の確保のため、副食費への助成を

【田口議員】10月から実施される幼児教育・保育の無償化によって、3歳児から5歳児までのすべての子どもの保育料が無償になります。しかし、保護者の負担がゼロになるわけではありません。これまでは保育料に含まれていた副食費が、保育料から分離され、主食費と合わせて保育所ごとに実費徴収されるのです。副食費には、おかずや牛乳代の他におやつ代も含まれており、公立園の副食費は月額4,500円に設定されました。ただし、負担増にならないように、これまで保育料が免除されていた生活保護世帯や第3子以降に加えて、年収360万円以下の世帯についても、副食費が免除されます。

保育所における給食は「保育の一環」であることから、「保育の無償化」というのなら保護者に負担を求めるのではなく、公費負担を原則にすべきと考えます。東京23区では、主食費はこれまでも全額公費負担ですが、副食費も全額負担する予定の区が少なくありません。その一つ、目黒区では、公費負担とする理由として、民間園では今後、給食の内容や費用に差が生じる可能性があり、アレルギー対応食や欠席の場合の考え方、さらには実費滞納者に対する徴収事務など様々な問題が生じることから、「食材料費の負担を区費で賄うことにより、区立と私立との格差が起きにくくなり、また、児童福祉や食育の推進に区が積極的に取り組めることが期待できる」としています。愛知県下でも、東浦町は副食費を徴収せず、愛西市は一部を独自に助成する方針です。

そこで、子ども青少年局長にお尋ねします。保護者の負担を軽減しつつ、給食の質を確保するために、本市も副食費にたいして一定の助成をすべきではありませんか。

### 市独自の助成は慎重に検討を要する課題（局長）

【子ども青少年局長】国の制度設計の中で、副食費はこれまでも保育料の一部として保護者が負担してきた経緯や、在宅で子育てをする場合でも生じる費要であることなどを踏まえ、無償化の対象から除かれ、主食費と同用、施設による実費徴収とされたところです。

市では、待機児童対策や保育士確保といった喫緊の課題があり、副食費に対する市独自の助成は、国の制度設計を踏まえ、慎重に検討を要する課題であると考えている。

### 前向きに検討を（意見・要望）

【田口議員】国が決めた通りにやるという姿勢ではなくて、児童福祉や食育の推進に本市が

積極的に取り組んでいくという姿勢に立って、市費による助成ができないか、前向きに検討されるよう要望しておきます。

**副食費を無償化する方針の自治体**（9月15日「赤旗」より）

北海道 上ノ国町  
青森県 六ヶ所村  
岩手県 宮古市、大船渡市、遠野市、八幡平市  
秋田県 能代市、横手市、由利本荘市、にかほ市、仙北市、小坂町、三種町、八峰町、五城目町、八郎潟町、井川町、美郷町、上小阿仁村、東成瀬村  
宮城県 大郷町、大衡村  
福島県 須賀川市  
茨城県 城里町、境町  
東京都 千代田区、新宿区、文京区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、葛飾区、江戸川区、武蔵野市、小金井市、奥多摩町、檜原村  
福井県 おおい町  
長野県 飯山市  
静岡県 小山町  
三重県 志摩市、南伊勢町  
京都府 宇治田原町、井手町、南山城村  
大阪府 太子町  
兵庫県 明石市、加西市、三木市、高砂市  
奈良県 田原本町  
岡山県 新見市、井原市、矢掛町、吉備中央町  
広島県 安芸高田市、三次市、庄原市、府中市、神石高原町  
山口県 和木町、周防大島町、阿武町  
徳島県 鳴門市、小松島市、阿南市、美馬市、三好市、勝浦町、石井町、神山町、海陽町、板野町  
高知県 田野町、奈半利町  
福岡県 田川市、川崎町、大任町、香春町  
長崎県 島原市、平戸市、松浦市、対馬市、五島市、雲仙市、南島原市  
熊本県 宇城市、芦北町、津奈木町、五木村、球磨村  
大分県 豊後高田市  
宮崎県 高原町、川南町

\* 各園の副食費が自治体の補助の上限を超えることで保護者の負担が発生する場合もある

主要82市（県庁所在地、政令市、中核市）の調査結果

**保育料と副食費の逆転現象が起きないよう補助する自治体**

旭川、川越、新潟、静岡、山口、高松

**多子世帯の減免対象を国以上に拡大する自治体**

郡山、前橋、高崎、新潟、富山、金沢、福井、岐阜、豊橋、豊田、大津、京都、堺、鳥取、呉、高松、高知、福岡、熊本

## 2. 「表現の不自由展・その後」に対する市長の中止要請について

### 「公権力による表現の自由の侵害」

表現の内容に異議を唱えて展示の中止を求めるのは、事実上の「検閲」だ

【田口議員】8月1日から開催されている国際芸術祭、あいちトリエンナーレの企画展の一つである「表現の不自由展・その後」が、わずか3日で中止に追い込まれました。日本軍「慰安婦」を題材にした「平和の少女像」や昭和天皇の写真を使った作品などの展示が公表されると、テロ予告や脅迫を含むファックスや電話が実行委員会や愛知県庁などに殺到しました。暴力や脅迫で自由な表現の場を奪うことは断じて許されません。

今回とりわけ重大なのは、政治家が展示の内容に介入したことです。その一人が河村たかし名古屋市長であります。市長は8月2日、展示を視察した後、「平和の少女像」などの展示

について「日本国民の心をふみにじる行為」などと述べ、実行委員会会長である大村県知事に即時中止を含めた対応を求める要請を行いました。

この企画展は、美術館などで展示を拒否されたり、一度展示されたものを撤去されたりした作品をその経緯とともに展示し、「自由をめぐる議論の契機を作りたい」として企画されたものであり、実行委員会も県も市も、個別の作品への賛意を示したものではありません。

企画展の中止を求めた市長の行為は、憲法21条が保障する表現の自由を侵害するものではありませんか。さらに、憲法21条は検閲を禁止していますが、市長が、表現の内容に異議を唱えて展示の中止を求めるとするのは、事実上の検閲にほかならないと考えますが、市長の見解を求めます。

### 検閲ではない。議会のチェックも同じこと（市長）

【市長】全く検閲ではありません。公共事業は、必要最小限としても、誰かがチェックします。議会がそうです。市役所だって予算作るためにいろいろヒアリングして申込書を書いてもらってやっとする。それが検閲というなら、議員としていま検閲していると言ったらどうだね。

### 公共施設の管理・利用方法にすり替えるな。時の政権に批判的な内容の展示はするなということか

【田口議員】市長は、8月5日の記者会見では、表現の自由について、「絶対的に何をやってもええという自由ではありません」「表現の自由は、一定の制約がある」と言いました。今回の市長の中止要請は、表現の自由への制約という点からのものだと私は認識しました。ところが、8月8日に市長が公表した文書では、県知事にたいする中止要請の趣旨は、『表現の自由』の規制そのものを目的としたものではない」と弁明しているのです。この文書では、『公共施設』の管理・利用方法が不適切である旨を指摘したとして、「愛知県が主宰者として、愛知芸術文化センターという公共の場を提供し、かつ、公衆の嫌悪感を覚えさせる作品の展示に住民の税金を拠出するといった『便益供与』を行うことは、行政（愛知県・名古屋市）に求められる政治的中立性と、それに対する社会の信頼を著しく損なうもの」と述べています。これは、表現の自由にかかわる問題を、公共施設の管理・利用方法にすり替えるものと言わなければなりません。

さらにその後の記者会見で市長は、憲法15条の「公務員は全体の奉仕者」という規定を持ち出して、日本国直営の展覧会だから、みんなが納得したものをやらなければいけない。日本国直営の展覧会だから中止を求めたという趣旨の発言をされています。

さきほども市長は日本国直営といいましたがトリエンナーレはそうではありません。こうした不適切な表現はこの議場ではやめていただきたいと申し上げておきます。

それでは市長に伺いたい。国や自治体が主催者の一員となった展覧会では、時の政権の立場に批判的な内容の展示はしてはならない。「政治的中立性」が担保された作品しか展示してはならないというのが、市長のお考えですか。

### 政治的中立性は意識しなければいけない（市長）

【市長】自治体が主催者という認識があるかないかで全然違うんです。あたかも民間の1展覧会に展示したのを止めたというように見えるマスコミの報道も、ままだるんです。

政治的中立性については、意識はせないかんでしょう。行政が主催したもの場合は、より強く意識せないかんかどうかということですが、憲法15条2項に、公務員は全体の奉仕者であって一部に奉仕者ではないとあります。地方公務員法にも政治的中立性について明記した条文があります。意識はせないかんと思いますが、これが政治的中立かどうかは、非常に多岐多様に複雑に分かれますので、この辺にしときたいと思います。

### “金は出しても口は出さない、”という原則を守るべき

【田口議員】表現の自由は、「公共施設であること」や「税金が投入されていること」を理由に制限されるべきものではありません。大村県知事は記者会見で、「公権力を持ったところであるからこそ、表現の自由は保障されなければならない」「税金でやるからこそ、憲法21条はきっちり守られなければならない」と述べましたが、これが正論であります。

市長、多様な表現の機会を保障することこそ国や自治体の責務ではありませんか。芸術・文化への公的助成にあたって、国や自治体は“金は出しても口は出さない、”という原則を守るべきではありませんか。

### こんなことがなかったら何も言いません

【市長】金は出しても口は出すなというのは、ケインズが言った言葉です。ナチス・ドイツが芸術を利用したという悲劇をもとに、芸術は大変貴重なところもあり、アーツカウンシルをイギリスで作ろうという時に、金は出すが口は出すなといった。

それは、極力出しません。こんなことがなかったら何も言いませんよ。隠して出すと、はっきり当事者が行つとるんですよ。このようなことをやられたときにちょっと待ってちょうよというのは社会的義務ではないですか。言わないほうがおかしい。

### 日本軍「慰安婦」問題における市長の歴史認識

#### 市長は「河野談話」が認定した事実すら認めないのか

【田口議員】市長が問題だと判断した展示物の一つが、「平和の少女像」です。8月8日の文

書で市長は、「従軍慰安婦」の問題自体が、その存否（存在するか存在しないか）・評価を含め、高度にセンシティブな政治的な問題を含んでいる。多くの日本国民の国民感情を甚だ侵害する恐れが強くなるから、「公共の場所に相応しくない作品である」と述べています。記者会見では、「日本国、名古屋市、愛知県が従軍慰安婦の存在を認めたと見られるような展示は差し迫った危険がある」とまで言っています。

これらの発言を聞いて私は、日本軍「慰安婦」の問題はそもそも存在しないというのが市長の歴史認識ではないかと受け止めました。しかし、「慰安婦」問題は存在しないという立場は、日本政府の公式の立場とも異なります。「慰安婦」問題についての政府の見解は、1993年8月4日に出された河野洋平官房長官談話で示されています。

「河野談話」では、1991年12月から行ってきた政府による調査の結論として、次の5つの事実が認定されています。

第1は、「慰安所」と「慰安婦」が存在した事実です。「河野談話」では、「長期に、かつ広範な地域にわたって慰安所が設置され、数多くの慰安婦が存在したことが認められた」と述べています。

第2は、「慰安所」の設置、管理などへ軍が関与した事実です。「河野談話」では、「慰安所は、当時の軍当局の要請により設営されたものであり、慰安所の設置、管理及び慰安婦の移送については、旧日本軍が直接あるいは間接にこれに関与した」と述べています。

第3は、「慰安婦」とされる過程が「本人たちの意思に反して」いた、すなわち強制性があったという事実です。「河野談話」では、「慰安婦の募集については、軍の要請を受けた業者が主としてこれに当たったが、その場合も、甘言、強圧による等、本人たちの意思に反して集められた事例が数多くあり、更に、官憲等が直接これに加担したこともあった」と述べています。

第4は、「慰安所」における強制性、慰安婦が強制使役の下におかれていた事実です。「河野談話」では、「慰安所における生活は、強制的な状況の下での痛ましいものであった」と述べています。

第5は、日本を別にすれば、多数が日本の植民地の朝鮮半島出身者であり、募集、移送、管理等は「本人たちの意思に反して行われた」、すなわち強制性があったという事実です。

「河野談話」では、「戦地に移送された慰安婦の出身地については、日本を別にすれば、朝鮮半島が大きな比重を占めていたが、当時の朝鮮半島は我が国の統治下にあり、その募集、移送、管理等も、甘言、強圧による等、総じて本人たちの意思に反して行われた」と述べています。

これらの事実の認定のうえにたって、「河野談話」は、「本件は、当時の軍の関与の下に、多数の女性の名誉と尊厳を深く傷つけた問題である。政府は、この機会に、改めて、その出

身地のいかに問わず、いわゆる従軍慰安婦として数多（あまた）の苦痛を経験され、心身にわたり癒しがたい傷を負われたすべての方々に対し心からお詫びと反省の気持ちを申し上げます」と表明しています。

さらに、「われわれはこのような歴史の真実を回避することなく、むしろこれを歴史の教訓として直視していきたい。われわれは、歴史研究、歴史教育を通じて、このような問題を永く記憶にとどめ、同じ過ちを決して繰り返さないという固い決意を改めて表明する」と述べています。

「河野談話」についてはその後、国会で当時の日本維新の会の議員から「見直し」が求められ、検証が行われましたが、それでも政府は「河野談話の継承」を表明せざるをえませんでした。

そこで、市長にお尋ねします。市長は、日本政府の見解である「河野談話」が認定した事実、私が談話から引用して示した5つの事実を認めますか。

## 軍に強制的に従軍慰安婦とされたことを示す歴史文書は存在しないと全面広告に賛同した（市長）

【市長】慰安婦問題では、あたかも共産党のような主張をされたが、事実だけ申し上げますと、私は2007年6月14日、日本の国会議員らがワシントンポストに掲載した全面広告に署名しています。それは第2次世界大戦中に日本軍によって強制的に従軍慰安婦とされたことを示す歴史文書は存在しないと訴える全面広告です。衆議院ではありませんので、この辺にしときたいと思います。

## 「慰安婦」問題の本質は「慰安所」で性奴隷状態とされた事実にある。「平和の少女像」を見た人たちの多様な感じ方まで否定するのか（再質問）

【田口議員】市長は日本軍慰安婦問題で、私の質問を共産党の主張だというのが、私が質問で述べたのは政府の主張を述べたのです。政府の見解、河野談話。これに対して市長は答弁されなかった。記者会見では、この間、市長は韓国をはじめ、アジア各地の女性を強制的に連れていったというのは事実と違うなどと語っています。しかしこの議場では答弁を避けられた。ということは市長の主張に論拠がないからだと受け止めさせていただきます。

「慰安婦」問題の本質は、「強制連行」の有無にあるものではありません。「慰安所」における強制使役、すなわち性奴隷状態とされたという事実にあります。「慰安婦」問題は今、政治問題になっていますが、本来は人道問題なのです。

そのうえで、市長が問題にされた「平和の少女像」という作品について伺います。

「平和の少女像」を制作した韓国の彫刻家キム・ソギョンさんとキム・ウンソンさん夫妻は、新聞のインタビューに答えて次のように語っています。

「日本の一部の政治家や保守系のメディアは、少女像を『反日の象徴』などといいますが、それは違います。『慰安婦』被害の歴史を記憶し、人権のためにたたかい続けるハルモニ（おばあさん）をたたえ、運動を継承するためのものです。少女像には、ハルモニの苦しく長かった人生や未来への夢など、すべてを込めました」。

わずか3日間の展示でしたが、「不自由展」で少女像を見た人たちはどんな様子だったか。少女像の前では、その髪や肩、握りしめた拳をなでる人、解説をじっと読む人の姿があった。少女像に紙袋をかぶせた客に対し、別の客が抗議してやめさせる場面もあったと報じられています。

少女像を見て、市長は、日本国民の心を踏みにじる「反日」作品だと感じられたようですが、少なくない人たちは、つらい人生を歩んできた被害者への「共感」を抱いたのではないのでしょうか。市長は、「平和の少女像」という作品が、これを見た人たちに与える多様な感じ方まで否定されるのですか。お答えください。

**慰安婦はないほうがいい。何百人も強制連行されたというウソの証言が広まってしまったが、少女像は外務省がやめてくれと言っている像だ**

【市長】慰安婦さんというのは悲しい歴史上の事実として、ないほうがいいですよ。残念ながら世界のいろんなところで存在していた。なくそうという努力をしようではないかと言っている。その前提において、濟州島で何百人と強制連行した人が、実はウソだったと自分で言って、朝日新聞が謝罪して訂正までした。しかし、30年もたってるから全世界に広がってしまった。そういう状況の中ですので、衆議院じゃないので、とにかくワシントンポストを読んでちょ。それに尽きる。

平和の少女像というのは、だれが考えても慰安婦の像のことじゃないですか。今あれがどうなっているかといえば、世界各地の銅像に、セクシャルスレイブとか20万人アジアから強制連行したとか書いてあるが、外務省がやめてくれと言っている像のことじゃないか。

**多様な感じ方をしたことまで否定するのか（再質問）**

【田口議員】その像を見た人たちが共感を抱いた人もいるわけです。平和像を見た人たちが多様な感じ方をしたことまで否定するのか。

**事実でなかったという気持ちを持つ人がものすごくいる（市長）**

【市長】田口さんのいわれる感情を持つ方も見えるでしょう。しかし、もっとおびたしい

数の日本の皆さんが、それは事実でなかったという気持ちを持っておられる方がいると思いますよ。その皆さんの表現の自由は踏みにじられちゃうんじゃないですか。

日本人の心が踏みにじられたという中に、天皇陛下の写真をバーナーで燃やして、後で踏んづけるのはいかんですよ。特攻隊の6000人以上がなくなっているけど、その人たちを間拔けな日本人の墓ということも著しく日本人の心を踏みにじると思いますよ。少なくとも公共が主催する場でやるようなことではありませんよ。

### **「心からのお詫びと反省の気持ち」にふさわしい行動をとっていないことが問題。市長は、表現の自由の重要性を認識していない（再質問）**

【田口議員】市長は少女像について日本政府が撤去を求めているとおっしゃいました。問題は、安倍政権が、「河野談話」や2015年の日韓外相合意で表明した「心からのお詫びと反省の気持ち」にふさわしい行動をとっていないことが、問題をこじらせているのです。

ただ、市長も、少女像を見た人たちの多様な感じ方までは否定されませんでした。

文化芸術とは何か。文化芸術基本法では「文化芸術は……人々の心のつながりや相互に理解し尊重しあう土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するもの」と謳っています。トリエンナーレで展示された少女像も、れっきとした芸術作品であります。

市長は、「自費で、民間ギャラリーなどで作品を発表することは自由」と言いますが、表現活動の場所を提供し、お金も出して、表現の機会を保障してこそ、表現の自由が成り立つのではないのでしょうか。文化芸術基本法では、「文化芸術の礎たる表現の自由の重要性を深く認識し、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ」、施策を推進していくことを国や自治体に求めています。行政が主体の展覧会でこそ、表現の自由は最大限に保障されなければなりません。

市長、あなたは行政が主催する展覧会では、「政治的中立性について、意識しなければならぬ」と答弁されました。「政治的中立性」を口実に、行政が表現の機会を保障しないということは、表現の自由の重要性を認識していないことになるのではありませんか。お答えください。

### **公共の芸文センターでやられたとなると、認めたことを応援することになる（市長）**

【市長】共産党の主張だけが表現の自由みたいな言い方をされますが、そうでない人の表現の自由もものすごくあるんですよ。公共がやりますと、その主張が、名古屋のど真ん中、芸文センターでやられたとなると、認めたことを応援することになるになる。そうでない人の表現の自由はどうなるんですか。多様なことを大事にせないかんじゃないですか。それが憲



法 15 条 2 項に書いてあるでしょう、全体の奉仕者と。一部の奉仕者、共産党の奉仕者じゃないと書いてあるではないか。ええ加減にしてもらわないかん。

### まさに公権力による表現の自由の侵害。再開を求める（意見）

【田口議員】芸術は行政が主催する集会、名古屋まつり、こういうところなら市長が問題だといってもいいかもしれないが、今問題になっているのは芸術活動の場だ。芸術活動というのは、文化基本法でも、表現の自由の重要性を深く認識してやらなければいけないと言っているわけで、どういう内容で表現するかどうか、作品の中身、これについてはトリエンナーレでもそうだが、お願いをした芸術家の判断に委ねるところだと思う。

市長は、行政が主体となった展覧会で少女像を展示することは、「行政が認めたと誤解を与える」と言っています。それは、あなたが日本軍「慰安婦」問題はなかったとする歴史修正主義の色眼鏡で見ているからではありませんか。芸術作品に対する評価は、見た人に判断してもらえばいいのです。

今回の「不自由展」の中止は、市民の見る権利も奪ってしまいました。市長が行った中止要請は、表現の機会と見る権利を奪った。まさに公権力による表現の自由の侵害であります。

最後に、「表現の不自由展・その後」については、来館者や職員の安全を確保する措置を講じたうえで、再開されることを求めて質問を終わります。